

クレーム申立期間の変更について

【 2024年7月6日開催～2024年12月21日開催まで 】

昨今、物流の2024年問題と言われる通り、陸送遅延により、クレーム申立期限内に落札車が到着しないケースが多数見受けられます。当会場では、これに対応する為、期間を限定して下記の通りクレームの申し立て期間を変更いたします。各位におかれましては、ご一読いただき、ご理解の上、セリにご参加いただけますようお願い申し上げます。

ＪＵ岐阜羽島オートオークション規約「第10章 第3条クレーム受付期間」

基本となるクレーム申し立て期間として

「原則としてオークション開催日、もしくは即決落札日を含めて**5日以内**とする。ただし、遠隔地会員（北海道・東北・関東・甲信越・静岡・大阪・兵庫・和歌山・中国・四国・九州・沖縄および離島）については**7日以内**とする。また、クレーム期間の期間計算には、期間中の日曜日および祝祭日を含み、期日の最終日が当社の休業日に当たる場合は、翌営業日までを申立期間と定める。」

クレーム申し立て期間

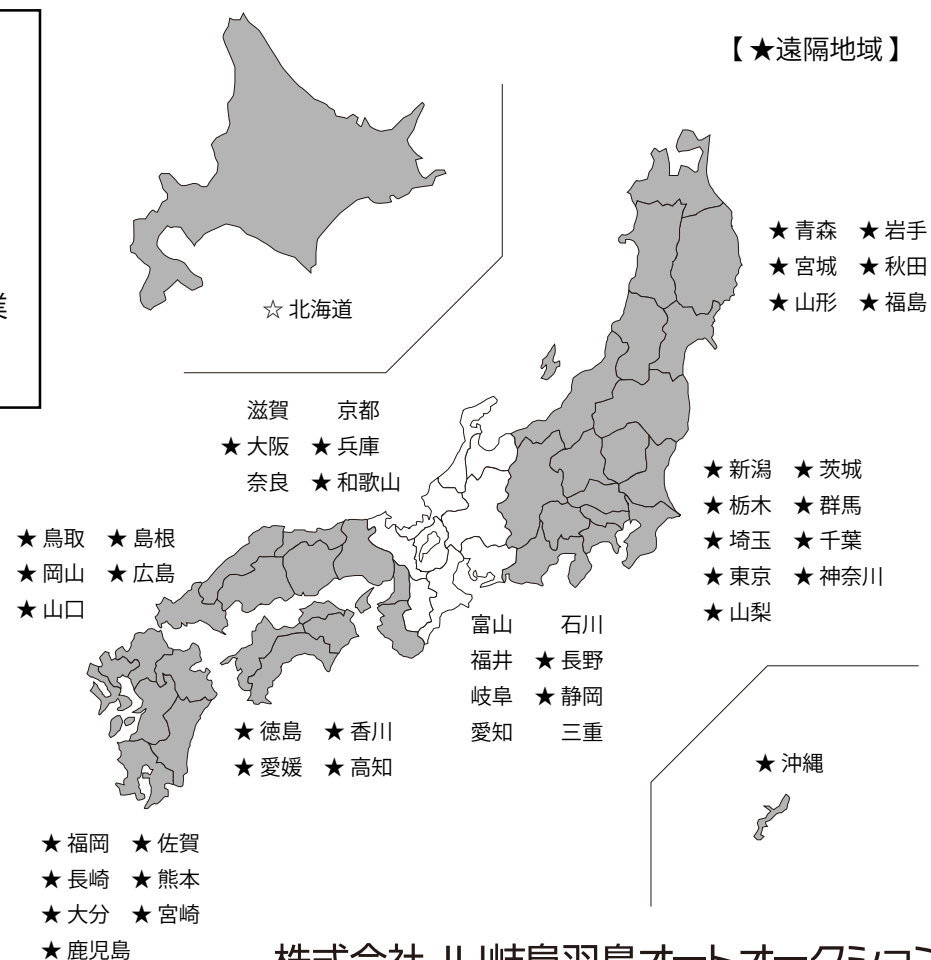
原則 5日以内 → **7日以内**

遠隔地会員 7日以内 → **10日以内**

（最終日が当社の休業日に当たる場合は翌営業日まで）

尚、上記以上となる場合は**7日以内**にご連絡ください。

陸送状況を当社にて確認の上、可否判断をさせていただきます。



株式会社JU岐阜羽島オートオークション

〒501-6330 岐阜県羽島市堀津町2211番地 TEL 058-398-5100